

Ⅱ

第1期 宮古市重層の支援体制 整備事業実施計画

(令和7年度～11年度)

1. 計画策定の背景と目的

今日の地域社会においては、人口減少や少子高齢化を背景とした地域の相互扶助機能の弱体化、担い手不足などが進むとともに、原油価格や物価の高騰に見られるような不安定な社会情勢が長引く中で、高齢者、障がい者など日常生活上の支援を要する方々に加え、経済的な困窮や心身の不調、子どもの貧困、ダブルケア、8050問題など、支援課題が複合化・複雑化し、個人だけでなく、世帯全体に対する包括的な対応が求められています。

重層的支援体制整備事業は、これまでの領域別に行われてきた福祉制度・政策と、地域住民が抱える生活課題や生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景とし、社会福祉法の改正により、令和3年度から市町村の任意事業として創設されました。

本市においては、宮古市地域福祉計画の見直しとともに、この事業の必要性を検討してきました。その結果、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援の一体的な実施が、地域住民の複雑化・複合化したニーズへの支援につながるものと判断し、この事業を実施することとしました。

(1) 事業の内容

この事業は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の分野ごとに行われていた相談支援を年代や属性に関わらず受け止め、複合課題や制度の狭間のニーズに対し支援関係者が連携し、課題解決に取り組む体制を構築する（包括的相談支援・多機関協働など）ものです。

また、人や地域とのつながりが希薄となっていることから、社会参加を促す取り組み（地域づくりに向けた支援・参加支援など）や各相談機関等から得た情報により把握した方への積極的・継続的な訪問支援を行う取り組み（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業など）を一体的に実施する必要があります。

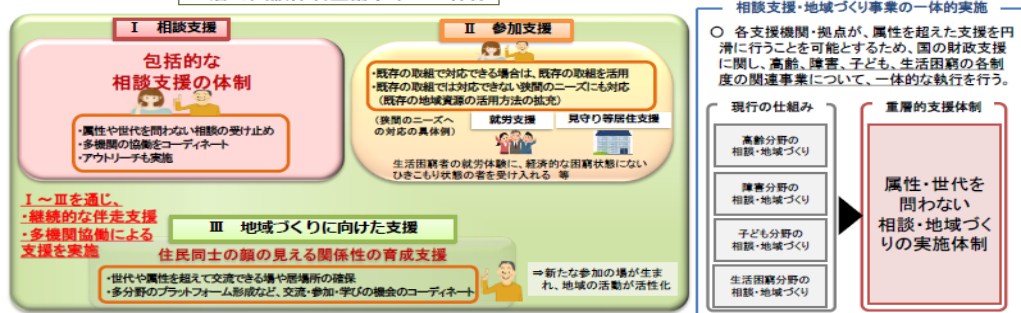
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では狭間のニーズへの対応などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において属性を問わない包括的な支援体制を構築できるよう、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施。

事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施。
- 希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



(資料：厚生労働省社会・援護局資料より)

(2) 重層的支援体制整備事業の実施検討結果

市では、令和5年4月からこの事業への移行検討部会を立ち上げ、本事業への移行の必要性について検討しました。検討の中で行ったアンケート調査の主な回答結果は、次のとおりです。

- ➡ 約9割の担当職員が「属性や世代を問わない包括的相談体制が必要である」(91.4%)とともに「重層的支援体制整備事業を実施する必要がある」(87.0%)と回答。
- ➡ 庁内関係部署を対象とした同様の調査では、約7割(71.4%)の部署において「他の部署にまたがる内容の相談を受ける(た)ことがある」と回答。
- ➡ 当該事業における会議体(「重層的支援会議」や「支援会議」)が支援に有効という意見が一定数あり。(個人情報保護法の改正により、本人の同意が無いケースの情報共有が困難な状況の中、当該事業の支援会議(社会福祉法第106条の6)では、会議出席者に守秘義務を設け、本人の同意が無いケースであっても情報の共有を行い、支援に繋げることができる仕組みとなっている)

これらの事を踏まえ、本市においても、複雑化・複合化した相談に対する多機関の連携を主とする当該事業への移行の必要性が高いものと考えられることから、実施事業の内容及び体制の構築について各関係機関との情報交換を行いながら、令和7年度から事業実施することとしました。

【検討部会・部内アンケートの主な結果】

項 目	結 果
属性や世代を問わない包括的に相談を受ける場が必要である	○必要あり 91.4% (21/23 人) ○必要なし 4.3% (1/23 人) ○その他 4.3% (1/23 人)
本人同意の下、他機関で共有できる会議体(=重層的支援会議)があれば活用したい	○活用希望 34.8% (8/23 人) ○活用不要 17.4% (4/23 人) ○その他 47.8% (11/23 人)
個人の同意なしで情報提供できる会議体(=支援会議)があれば活用したい	○活用希望 21.7% (5/23 人) ○活用不要 13.1% (3/23 人) ○その他 65.2% (15/23 人)
新たな地域づくりのための事業は必要である	○必要あり 39.1% (9/23 人) ○必要なし 4.4% (1/23 人) ○その他 56.5% (13/23 人)
重層的支援体制整備事業を本市で実施する必要がある	<u>○必要あり 87.0% (20/23 人)</u> ○必要なし 0.0% (0/23 人) ○その他 13.0% (3/23 人)

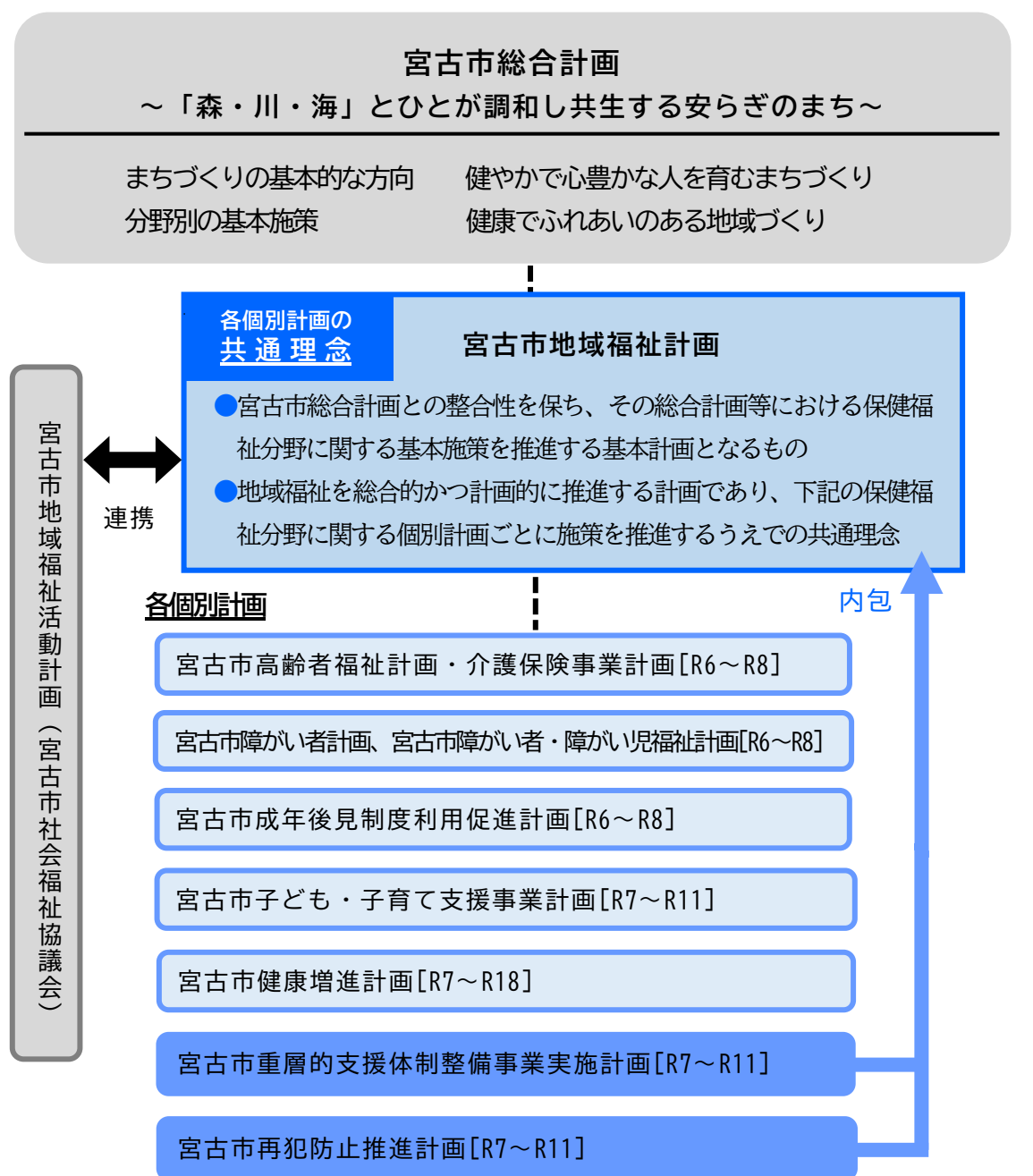
【検討部会・庁内関係部署アンケートの主な結果】

項 目	結 果
所属部署の業務において、他の部署にまたがる内容の相談を受けることがある	<u>○あり 71.4% (5/7 部署)</u> ○なし 28.6% (2/7 部署)
本人同意の下、他機関で共有できる会議体(=重層的支援会議)があれば活用したい	○活用希望 71.4% (5/7 部署) ○活用不要 28.6% (2/7 部署)
個人の同意なしで情報提供できる会議体(=支援会議)があれば活用したい	○活用希望 42.9% (3/7 部署) ○活用不要 57.1% (4/7 部署)

【検討部会・庁外関係機関アンケートの主な結果】

項 目	結 果
本人同意の下、他機関で共有できる会議体（＝重層的支援会議）があれば活用したい	○活用希望 78.6%（11/14 法人） ○活用不要 21.4%（3/14 法人）
個人の同意なしで情報提供できる会議体（＝支援会議）があれば活用したい	○活用希望 78.6%（11/14 法人） ○活用不要 21.4%（3/14 法人）

2. 計画の位置づけ



（第4期宮古市地域福祉計画 3頁 再掲）

3. 計画の期間

宮古市地域福祉計画と一体で作成することから、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とします。

また、保健福祉分野の各個別計画の計画期間は次のとおりです。

計画名	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
宮古市総合計画	→	→	→	→	→	→
宮古市地域福祉計画	→ 計画の更新	→ 一体の計画とする				
重層的支援体制整備事業実施計画	→ 実施計画策定	→	→ 事業の実施	→	→	→
宮古市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	→	→	→	→	→	→
宮古市障がい者計画、宮古市障がい者・障がい児福祉計画	→	→	→	→	→	→
宮古市成年後見制度利用促進計画	→	→	→	→	→	→
宮古市子ども・子育て支援事業計画	→	→	→	→	→	→
宮古市健康増進計画	→	→	→	→	→	→

4. 現状の支援体制

現在、本市で実施している事業のうち、重層的支援体制整備事業に移行後も必須事業に位置付けられている事業は、次のとおりです。

(1) 現在実施中の事業（重層的支援体制整備事業で継続する事業）

ア 包括的相談支援事業

(ア) 地域包括支援センター（法第106条の4第2項第1号のイ）

地域包括支援センターは、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域におけるさまざまな関係者のネットワークの構築を図ることなどを主な業務としています。

Ⅱ 宮古市重層的支援体制整備事業実施計画

【現在設置されている施設】

施設名	運営形態	運営主体
宮古市地域包括支援センター	直営	保健福祉部介護保険課
かわい地域包括支援センター	委託	(福)宮古市社会福祉協議会
たろう地域包括支援センター	委託	(福)宮古市社会福祉協議会
にいさと地域包括支援センター	委託	(福)宮古市社会福祉協議会
みやこ河南地域包括支援センター	委託	(福)宮古市社会福祉協議会
みやこ西部地域包括支援センター	委託	(福)宮古市社会福祉協議会
みやこ南部地域包括支援センター	委託	(福)宮古市社会福祉協議会
みやこ北部地域包括支援センター	委託	(福)宮古市社会福祉協議会
みやこ中央地域包括支援センター	委託	(福)宮古市社会福祉協議会

(イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業（法第106条の4第2項第1号のロ）

障がい者、障がい児の保護者又は障がい者の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援などの必要な支援を行う一般相談支援事業に加え、基幹相談支援センターとして専門的知識を要する職員を配置し、相談支援事業者に対する専門的な指導、助言及び人材育成の支援並びに自治体と協働した協議会の運営による地域づくりの取組を行います。

本市は、宮古圏域の市町村である山田町、岩泉町、田野畑村との協働事業として、特定非営利活動法人宮古圏域障がい者福祉推進ネットに「基幹相談支援センター等機能強化事業」を含めた事業を委託しています。

【基幹相談支援センター】（宮古圏域4市町村の協働事業として実施）

事業所名	運営主体
相談支援事業所れいんぼー	特定非営利活動法人 宮古圏域障がい者福祉推進ネット

(ウ) 利用者支援事業（法第106条の4第2項第1号のハ）

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。

【こども家庭センター】

名称	運営形態	運営主体
こども家庭センター	直営	こども家庭センター内

(エ) 生活困窮者自立相談支援事業（法第106条の4第2項第1号のニ）

生活困窮者及び生活困窮者の家族、その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、関係機関との調整を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行います。

【生活困窮者自立支援事業所】

名称	運営形態	運営主体
くらしネットみやこ相談室	委託	(福)宮古市社会福祉協議会

イ 地域づくり事業

(ア) 地域介護予防活動支援事業（法第106条の4第2項第3号のイ）

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とした事業です。

市では、週1回の運動と交流ができる高齢者の居場所（つどいの場）を小学校区に1つ以上確保するため、地域活動組織の立ち上げと運営を支援しています。

【地域介護予防活動支援事業】

名称	運営形態	運営主体
近内介護予防拠点施設	委託	医療法人仁泉会

(イ) 生活支援体制整備事業（法第106条の4第2項第3号のロ）

単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間企業、協同組合、民生委員、ボランティア等、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とした事業です。

市では、全域を担当する第1層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）のほか、日常生活圏域を担当する第2層生活支援コーディネーターを次のとおり配置しています。

担当地区	区分	運営形態	運営主体
市内全域担当（1名）	第1層	委託	(福)宮古市社会福祉協議会
みやこ中央地域包括支援センター（1名）	第2層	委託	(福)宮古市社会福祉協議会
みやこ北部地域包括支援センター（2名）	第2層	委託	(福)宮古市社会福祉協議会

Ⅱ 宮古市重層的支援体制整備事業実施計画

みやこ河南地域包括支援センター (1名)	第2層	委託	(福)宮古市社会福祉協議会
みやこ西部地域包括支援センター (2名)	第2層	委託	(福)宮古市社会福祉協議会
みやこ南部地域包括支援センター (2名)	第2層	委託	(福)宮古市社会福祉協議会
たろう地域包括支援センター (1名)	第2層	委託	(福)宮古市社会福祉協議会
にいさと地域包括支援センター (1名)	第2層	委託	(福)宮古市社会福祉協議会
かわい地域包括支援センター (1名)	第2層	委託	(福)宮古市社会福祉協議会

(ウ) 地域活動支援センター等機能強化事業（法第106条の4第2項第3号のハ）

障がい者等の通いによる創作的活動や生産活動の機会を提供することを主な業務とする地域活動支援センターの基礎的事業が適正かつ円滑に実施されるよう、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置するとともに、医療、福祉その他の社会基盤との連携強化のための調整並びに地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及活動等の業務を行います。

本市は、宮古圏域の市町村である山田町、岩泉町、田野畑村との協働事業として、特定非営利活動法人宮古圏域障がい者福祉ネットに「地域活動支援センター機能強化事業」を委託しています。

【地域活動支援センター機能強化事業】（宮古圏域4市町村の協働事業として実施）

事業所名	運営主体
地域活動支援センターみやこ	特定非営利法人 宮古圏域障がい者福祉推進ネット

(エ) 地域子育て支援拠点（法第106条の4第2項第3号のニ）

保育所や児童館など地域にある身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流を図ったり、育児の相談ができる場所として機能しています。

【子育て支援センター】

名称	運営形態	運営主体
宮古市地域子育て支援センター	直営	小山田保育所内

【つどいの広場】

名称	運営形態	運営主体
すくすくランド	委託	(福)宮古市社会福祉協議会
ひよこクラブ	委託	認定こども園宮古ひかり
のびっこクラブ	委託	認定こども園そけい幼稚園

5. 新たな支援体制（重層的支援体制整備事業実施事業）

重層的支援体制整備事業の区分ごとの実施事業は、次のとおりです。

区分	事業名	支援の対象
Ⅰ 包括的相談支援事業	地域包括支援センター	65歳以上の方
	基幹相談支援センター等機能強化事業	障がいのある方
	利用者支援事業	子育て中の方
	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者等
Ⅱ 地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	65歳以上の方
	生活支援体制整備事業	65歳以上の方
	地域活動支援センター等機能強化事業	障がいのある方
	地域子育て支援拠点事業	子育て中の方
	【新規】生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活困窮者等
Ⅲ 多機関協働事業等	【新規】参加支援事業	
	【新規】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
	【新規】多機関協働事業	

（１）新たに実施する事業 ※継続事業は「4. 現状の支援体制」参照

ア 生活困窮者支援等のための地域づくり事業【新規】

地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取り組みを活性化させ、地域福祉の推進を図ります。

市では、ひきこもり、孤立・孤独及び自殺対策の事業を実施している関係機関で構成する連携会議（仮）を開催し、社会資源の相互利用及び社会資源の開発を行います。また、対象者の世代や属性を問わない居場所（世代間交流のための食堂等）の実施を目指します。

【生活困窮者支援等のための地域づくり事業】

名称	運営形態	運営主体
孤独・孤立対策等連携会議（仮）	委託	（福）宮古市社会福祉協議会（仮）
中間就労等居場所づくり事業（仮）	委託	（福）宮古市社会福祉協議会（仮）

イ 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）【新規】

地域とのつながりの希薄化といった本人（社会参加支援対象者）やその世帯の課題に対し、

Ⅱ 宮古市重層的支援体制整備事業実施計画

社会や他者とのつながりを検討し、日中の居場所を提供します。

サロン活動のほか、既存の福祉サービス事業所や就労継続支援事業所など既存の社会資源の活用を開拓し、地域社会との交流のための居場所づくりを支援します。

ウ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）【新規】

市がこれまで実施してきたひきこもり支援や被災者支援のスキームを活用し、アウトリーチ型の相談支援や多様な居場所における地域との交流等を通じて、支援が必要な方を早期発見し、社会的孤立を予防するための取り組みを実施します。

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

名称	運営形態	運営主体
社会的孤立を支援する事業（仮）	委託	社会的自立支援共同事業体（仮）

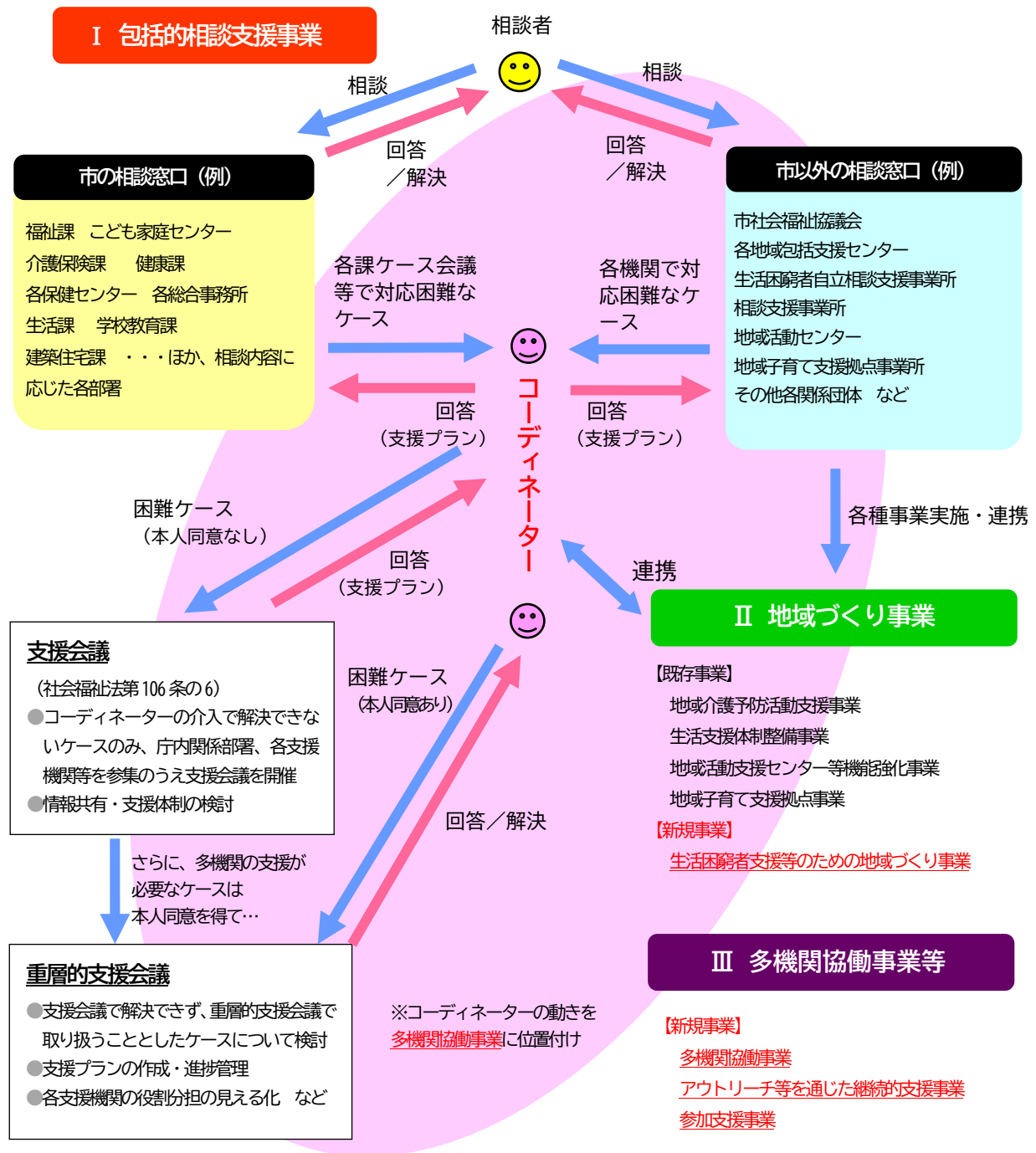
エ 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号）【新規】

重層的支援体制整備事業の総合的なコーディネートをする支援員を配置し、複合的で困難な課題を抱える世帯等について「支援会議」及び「重層的支援会議」を開催、支援プランを作成し管理します。

【コーディネーターの配置】

名称等	運営形態	運営主体
共生社会推進員（仮）（2名）	直営	保健福祉部内（仮）
共生社会推進員（仮）（1名）	委託	（福）宮古市社会福祉協議会（仮）

(2) 宮古市重層的支援体制整備事業概要図



(3) 宮古市重層的支援体制整備事業実施体制図 ※別紙参照

(4) 相談の受付

相談は各関係機関の相談窓口において、属性に関わらず受け付けます。その際、受け付けた事

Ⅱ 宮古市重層的支援体制整備事業実施計画

業所等で解決が困難であり、多機関につなげる必要があるケースについて、専用の受付シートを作成し、相談者へ個人情報に関係機関に提供し支援計画を立案していくことについて同意を得ることとします。（受付シートへの署名等）

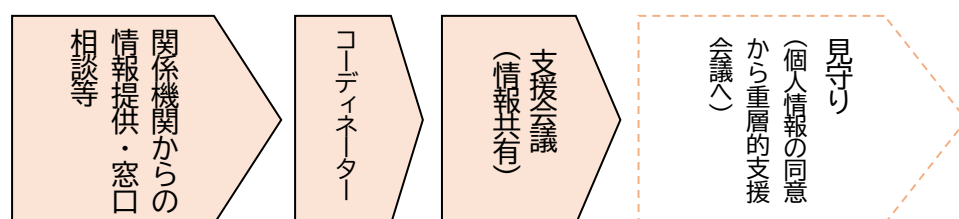
その後、多機関協働事業で配置しているコーディネーターに受付シートをつなぎます。

コーディネーターは、再度、ケースについてアセスメントしたうえで、支援計画案を作成するとともに、支援計画でつなぐ予定の参加支援事業者・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者からも支援計画案を作成してもらいます。

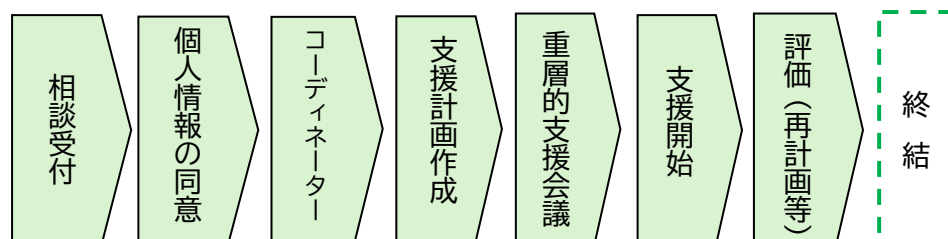
支援計画案については、重層的支援会議に諮り、会議で決定後に支援を開始します。また、会議開催までに本人同意が得られない場合は、直近の支援会議に諮り、情報を共有します。

【複合的な相談の基本的な支援の流れ】

① 支援会議



② 重層的支援会議



(5) 支援会議と重層的支援会議

ア 支援会議（法第106条の6）

（ア）目的

本人の同意が得られないために、支援関係機関等の情報共有や役割分担が進まない事案、予防的・早期の支援が必要にも関わらず体制整備が進まない事案などに対して、必要な支援体制に関する検討を行うため、会議の構成員に守秘義務が課される会議として設置します。

（イ）支援会議の内容

構成員同士が潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とし、支援関係機関がそれぞれ把握していながら支援が届いていない事例の情報共有や、必要な支援体制の検討を行います。

(ウ) 支援会議の役割

- ・ 気になる事例の情報提供・情報共有
- ・ 見守りと支援方針の理解
- ・ 緊急性がある事案への対応 など

(エ) 支援会議の構成員

ケースの内容により、次に掲げる者の中から構成します。

- ・ 行政（福祉、就労、税務、住宅、教育等）
- ・ 重層的支援体制整備事業の支援機関
- ・ その他、事例の内容に応じた関係機関 など

イ 重層的支援会議

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の役割を果たします。

(ア) プランの適切性の協議

多機関協働事業（コーディネーター）が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む。）について、合議のもとで適切性を判断します。

(イ) プラン終結時の評価

多機関協働事業（コーディネーター）が作成したプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む。）において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうか検討します。

(ウ) 社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを検討します。

(エ) 重層的支援会議の開催方法

重層的支援会議は多機関協働事業（コーディネーター）が会議参加者を決定し、開催します。検討件数や事例の内容に応じて、定期開催、随時開催、その他の会議と併用した会議開催を検討します。

併用した開催が見込まれる会議は、生活困窮者自立支援制度の支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会の会議等が想定されます。

(オ) 重層的支援会議の参加者

ケースの内容により、次に掲げる者の中から構成します。

- ・ 行政（福祉、就労、税務、住宅、教育等）
- ・ 重層的支援体制整備事業の支援機関
- ・ その他、事例の内容に応じた関係機関 など

Ⅱ 宮古市重層的支援体制整備事業実施計画

(カ) 会議開催のタイミング・内容

1 プラン作成時	・ アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プランの内容 ・ 各支援関係機関の役割分担 ・ モニタリングの時期の検討 など
2 再プラン作成時	・ 本人の状況変化の確認、評価 ・ 現プラン評価 ・ 再プランの内容の確認
3 支援終結の判断時	・ 本人の目標達成状況の確認、評価 ・ 支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
4 支援中断の決定時	・ 本人との連絡が完全にとれなくなった場合等における支援の中断

(6) 事業の推進体制

本計画は、地域福祉計画に位置付けられた重層的支援体制整備事業の具体的な実施内容を定めるものであることから、年度ごとに支援会議、重層的支援会議等において、計画の進捗について確認・協議するほか、社会情勢の変化に応じて必要とされる社会資源の変化や、連携の在り方などについて、柔軟な見直しを行いながら、充実した支援体制の構築に努めます。

Ⅱ 宮古市重層的支援体制整備事業実施計画

